

## 千葉県感染症対策審議会設置要綱

## (設置)

第1条 本県における結核・感染症発生動向調査事業の適正かつ円滑な実施を図るため、千葉県感染症対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号について審議する。

- 一 感染症対策のあり方に関すること。
- 二 感染症対策事業の解析・評価に関すること。
- 三 その他感染症対策に関すること。

## (委員)

第3条 審議会は、30名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、医療、学識経験者、関係団体の代表及び関係行政機関の職員の中から、知事が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は2年とし再任は妨げない。
- 4 委員に欠員を生じたときの委員の任期は前任者の残任期間とする。  
ただし、関係行政機関から任命された委員の任期は、その職の在任期間とする。

## (会長)

第4条 審議会に会長をおき、会長は委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総括し、会を代表する。
- 3 会長が欠け、または会長に事故がある時は、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を行う。

## (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、審議会の議長は会長が務める。

- 2 審議会は、過半数以上の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、審議会に関係者を出席させることができる。

## (部会)

第6条 専門的な事項を検討するために必要があると認めるときは、審議会に部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、別に定めるところにより、会長が任命する。
- 3 その他、部会の運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部疾病対策課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。